

## －服装のきまり－

### 1. 校服 制服は下記のようにする。

ブレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、  
リボン、ポロシャツ、ワイシャツ

夏用：各学年、学校指定のポロシャツか、白の  
ワイシャツ

冬用：白のワイシャツ。

※ワイシャツを着用する際は、必ずネクタイ・  
リボンを着用すること。

※夏の基準服は学校指定のポロシャツとする。  
スラックスを着用した際の靴下は、紺色か黒色  
で無地（ワンポイント可）のものとし、くるぶ  
しが隠れる長さのものとする。

スカートを着用した際の靴下は、紺色か黒色で  
無地（ワンポイント可）、長さはくるぶしの上  
から15cm以上30cm以下のものとする。

※靴下は、下げたり、折り返して履くことは禁  
止とする。

防寒着は、華美でないものとし、サイズが大き  
過ぎないものとする。

またベスト、セーター、カーディガンは無地の  
ものとし、ラインが入っておらず色は白・紺・  
黒・グレー・茶とする。形はVネックでネクタ  
イ・リボンの結び目が見えるものとする。

スカートの丈については、ひざ上こぶしひとつ  
程度を目安とし、それより短くしてはならない。  
教育の場としての学校はまとまりを求めるとと  
もに、生徒各人の清潔で質素な着こなしを期待  
している。

服装は自己を表現する手だてであるとともに、  
他人からその人がどう見られるかを示すもので  
もある。学校での勉学に適した、きちんとして、  
清潔で趣味のよいつりあいのとれた服装をする  
ように心がけること。

### 2. 更衣（ころもがえ）

6月1日より9月30日までは夏服とする。  
但し、移行期間を設け、その期間に限り、夏服  
または冬服どちらかの着用も許可する。

### 3. その他

靴は登下校にふさわしいものをはくこと。

頭髪は常に清潔で自然な状態を維持し、染色・  
脱色等手を加えることを禁止する。

ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等の  
装身具類と、メイクは禁止する。